

平成21年11月25日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬 宮 健 策 殿

大阪大学総務部長
後 藤 宏 平



平成21年11月18日付け要望書に対する回答

標記のことについて、勤務時間内における労働組合活動を認めることは、運営費交付金（＝税金）により人件費の大半がまかなわれている国立大学法人としまして、納税者たる国民の理解を得られることは難しいと考えております。よほどの合理的な理由がない限り、勤務時間内の団体交渉は行わないというのが、大学の考え方であり、このことは他の労働組合についても同じ立場を採っております。

なお、勤務時間終了後の団体交渉についても、超過勤務縮減等の観点から、大学としては基本的にこれに応じる考えはありませんが、団体交渉の開催に当たっては複数日を指定するなどして、可能な範囲で日程調整させていただきますので、ご理解願います。

また、交渉場所についても、他の労働組合と同様、吹田地区内の会議室等で実施することを原則としておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上